

教訓の時代

鈴木 理恵

はじめに

小稿は、教育史研究の立場から、平安時代の「家」で父祖が子弟に教えを与えた際に使われた「教訓」ということばについて考察するものである。

1 家庭教育

コメニウス（一五九二—一六七〇）は、『大教授学』や『幼児学校』などの著書で *institutio* と *educatio* を使い分けた。にもかかわらず、現代の訳者はどちらも「教育」と訳してしまう。*institutio* は、現代英語の *institution* の元になっていることばで、「配置、組成、慣習」、ついでに「教育」も意味し、「語源からして組織的な教育つまり学校教育を連想させる」。それに対して、コメニウスが使った *educatio* は「学校教育とは区別された意味での、家庭での親を中心とした養育・育児」を指していた¹⁾。なぜ、訳者はその区別に無頓着で、いずれも「教育」と訳してしまうのか。太田光一は次のように指摘する²⁾。

動物や植物の成長を助けるという同じ意味をもった *educatio* を、コメニウスもロックもルソーも「育てる」という元々の意味を維持し

つつ、重視した。ところがその後、英語の *education* もフランス語の *education* も意図的・組織的な学校教育の意味を持つようになった。これは *educatio* が昇格したとも言えるが、家庭での養育の独自性が失われたことでもある。家庭での親の養育は、学校での教師による教育の準備、あるいは下請けになってしまったと言えないこともない。

かつて、*educatio* が *institutio* と区別されていたのは、実態として学校教育と家庭での養育の違いが明確であり、家庭の役割の独自性が *educatio* ということばを必要としていたためである。しかし、現代は子どもが育つうえで、家庭の役割と学校の役割の境界があいまいになってしまった。産業構造の変化や学校の大衆化によって、学校は雇用されて働く現代人のライフスタイルに不可欠の存在となった。そのいっぽうで、家庭独自の子育て機能が後退したために、現代人はふたつの語の違いに鈍感になったということだろう。

日本語に関しても、子どもを教える「家」の機能が後退・欠落した³⁾ことによつて、ことばやその意味が変化した例をあげることができる。後述するように、前近代において親が子弟を教えることを指して「教訓」や「教戒」といった語が使われていた。それが、近代は（「家庭」教育）ということばに取って代わられた。

「教育」は、周知のように『孟子』（尽心章句上）の「得天下英才而教

育之」に起源を持つ。井上順理によれば『孟子』は八世紀に日本に将来されたという⁽²⁾。しかし、「教育」が日本語として使われるようになったのは江戸時代中期になってからのことである。日本に流入後一千年近くの間使用されることのなかった「教育」が、江戸時代中期に使われ始めた理由は、朱子学が重視され四書が広く読まれるようになったためと考えられる。が、それだけではない。大人とは異なった存在としての子どもへの関心の高まりと、組織的な教育機関の広がり、「教育」使用の背景としてあげられる⁽³⁾。つまり、日本列島において初めて「教育」ということばを必要とする状況が現出したということである⁽⁴⁾。幕末維新期に education の訳語として「教育」のほかに「教諭」「教養」も採用されたが、明治時代初期に「教育」に定着したという⁽⁵⁾。明治期に学校教育が普及すると、「教育」が広く使われるようになった。

右のような、初期の「教育」の使用状況からみれば、「家庭」⁽⁶⁾と「教育」が相容れないことは明らかだ。ところが、早くも明治一五年(一八八二)の「文部省示諭」に「家庭教育」が登場する。その説明の一部をあげると次のようである⁽⁷⁾。

学齡兒童ヲ学校ニ入レス、又巡回授業ニ依ラスシテ、別ニ普通教育ヲ授クルモノヲ総称シテ家庭教育ト云フ、是レ則チ学校教育ニ対スルノ称ニシテ、必シモ一家団欒ノ間ニ行フ所ノ教育ヲ指スニ限ラサルナリ、

ここでは、家庭における普通教育を指して「家庭教育」といつており、学校教育の代替としての知育を意味した。従って、その授業者には「相当ノ学力」があつて授業法を知っていることが求められたから、「家庭教育」の担い手として必ずしも親が想定されていたわけではなかったはずだ。

それより以前の明治九年(一八七六)に雑誌『家庭叢談』において「家庭」と「教育」が対に使用されたが、山本敏子はその背景について

次のように指摘する⁽⁸⁾。

子どもの持つている「能力ノ培養」のために目的意識的・方法自覚的に働きかけるという近代教育の理念を学校と共有しつつも、「学校」の教師が主に知育領域の教授を受け持つのに対して、「家庭」における父母は「習慣」形成という徳育領域の訓練を分担していくべきであるという(家庭教育)意識の発生があつたのである。

さらに、小山静子は、明治三〇年代から四〇年代にかけて多く出版された「家庭教育」を題目に冠する書物を分析して次のように述べた⁽⁹⁾。

家庭教育論は、日本国家の存続・発展にとつていかに重要であるかという、国家の視点から論じられている(中略)。母親が担うべき家庭教育とは、学校教育の方針に合わせ、それをささえてゆく、いわば学校教育を補完するものであつた。その意味で、学校教育の下請けをする存在として、「母」の登場が求められたといえるだろう。つまり、家庭教育の担い手たる母親は、学校教育を通して「賢母」となることができ、その「母」が行う教育が学校教育の補完物となつてゆく、という意味で、家庭教育は、当時の家庭教育論において、完璧に公教育体制の中に組み込まれてしまつたのである。

右のように、明治期に家庭教育は学校教育の補完という位置づけがなされ、良妻賢母思想の広まりとともに母親によつて担われることが期待されるようになっていく。親が子どもを育てることは(共同体に開かれた)「家」の内部でのいとなみであつたはずだが、近代の中央集権国家において国民が創出されたことにより、家庭教育も公教育体制に取り込まれていった。

そしていまや、教育基本法に規定されるまでになつた。同第十条「家庭教育」第一項は次のように規定している。

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、

自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るように努めるものとする。

前近代に「家庭教育」という概念はなかった。また、公教育体制に取り込まれた概念という点で、「家庭教育」はきわめて近代的なことばである。にもかかわらず、現代の「家庭教育」や「教育」を前近代にあてはめて論じることがおこなわれてきた。たとえば、梅村恵子は「平安貴族の家庭教育」において、教育について次のように述べる⁽¹³⁾。

教育というのは単に知的教育や情操教育に止まるものではなく、子どもが成長し社会の一員として主体的に生きていけるようになるまでの過程における、いわゆる子ども社会化に果たす両親の果たした役割を視野に入れる必要がある、また他から施されるだけではなく自律的にも学びとる姿勢を考える必要もある。

近代的な教育観を自明とするのではなく、平安貴族が子弟を「主体的に生きていけるよう」に育て、貴族の子弟が「自律的に学びとる姿勢」を有していたかどうか、まずはそれらが問われなければならないはずである。

また、井ヶ田良治は、『家と教育』の冒頭部分に次のように書いている⁽¹⁴⁾。

悠久の過去から築かれ受け継がれてきた人類の知的文化的遺産を吸収し、自らの創造的能力を開発させ、さらに人類の発展に寄与できるようにするいとなみとして、教育を広く理解するならば、それは個人にとっては一生涯にわたる人間形成のいとなみの社会的システムである。成人に達するまでの学校教育はもちろん、主として乳幼児期・未成年期における家族の教育機能や村や町などの祭りや年中行事や年齢集団の教育機能、さらには、同業組合や企業における教育機能をも視野にいれなければならない。

学校、家族、祭りや年中行事、年齢集団、同業組合や企業、それぞれの

機能は異なつたはずなのに、すべてを「教育機能」と言ってしまうと、各々の違いが目が向かなくなってしまうのではないだろうか。

右の井ヶ田のように、現代では「教育」を「一生涯にわたる人間形成のいとなみの社会的システム」と広くとらえる傾向がある。学校教育や家庭教育だけでなく、社会教育、地域教育、はたまた宗教教育、政治教育、環境教育など、何にでも「教育」が付けられる。『大辞林』（第三版）では、「教育」の意味は次のように記述されている。

他人に対して意図的な働きかけを行うことによつて、その人を望ましい方向へ変化させること。広義には、人間形成に作用するすべての精神的影響をいう。その活動が行われる場により、家庭教育・学校教育・社会教育に大別される。

「教育」は遂に広義には「人間形成に作用するすべての精神的影響」を指すまでにその意味が拡大した。「生理的早産」⁽¹⁵⁾の状態で生まれてくるヒトを、「人間」という、なにもものでもない漠とした存在として形成するいとなみは、「教育」という肥大化したことばで表象されるにふさわしいのかもしれない。しかし、太田光一の次の指摘を重く受け止める必要があるだろう⁽¹⁶⁾。

今日、日本語の「教育」も英語の education も、大人から子どもに対する包括的な働きかけを意味し、狭い意味では学校の勉強を意味するようになつてしまった。そのことによつて、「教育」を重視しているように見えながら実は何も意味していないということになつていゝるのではないだろうか。

2 「家」の教訓

「教育」が普遍的な概念でないことは、すでに森重雄によつて次のように指摘されている⁽¹⁶⁾。

教育があたかも人類普遍の営みであるかのように考えることは、常識や通念にいかにも深く根ざしているようにも、厳密で真にアカデミックな視座からすれば、反事実的であり絶対的誤謬である。教育は歴史的近代にのみ生成し、この近代にしか現象しない。私たちは歴史的にみて特殊な「教育状態」のなかを生きている。

森は「教育状態」より前を「教育のない時代」と呼んでいる。しかし、ヒトを人に育て上げる意図的でないのみは前近代にもあった。それをかつてどのようなことばで表現していたのか、そのことばを選択して使用した人びとの基底にある認識がどのようなものであったのか、といったことは、検証されなければならないだろう。

「家庭教育」が創出される以前に、「家」で子弟を教えるいとなみは「教訓」「教命」「教」「命」「諷諭」「教戒」などと呼ばれていた。これらは、「家」のなかに限定されず、師匠や先達が弟子や未熟者に教える際にも使われていた。小稿では教訓に着目する。

早くに教訓に注目した研究として、籠谷真智子『中世の教訓』¹⁷⁾がある。籠谷は、教訓成立の背景として家の権威と家意識が高まったことをあげ、教訓史上に家訓を位置づけた。家訓を「家を基底として、家父長権もしくはそれに準ずる権利を有する人物が、先祖や先人より受け継いだ人倫の心得や技能の訓誡を、子孫後輩へ伝えるもの」¹⁸⁾と定義している。籠谷に倣えば、教訓とは「圧倒的に優位な教権を有する人物が、先祖や先達より受け継いだ人倫の心得や技能を、子孫後輩に諫め教えること」といえるだろう。

「教訓」は『礼記』（曲礼上）に「教訓正俗非礼不備」とあるのが語源である。『続日本紀』慶雲三年（七〇六）三月丁巳条に「道徳仁義、因レ礼乃弘、教訓正俗、待レ礼而成」と出るのは、『礼記』の意味を出していない。小稿で注目するところの教訓という語は、現在確認できているところでは、一一世紀の古記録に登場する。最初に確認できるのは『小右

記』万寿四年（一〇二七）七月二六日条であるが、一二世紀になって使用が拡大した。『山槐記』や『玉葉』に使用例が比較的多い。古記録にあらわれる「教訓」は多くの場合、儀式の故実作法を教えることを意味する。

次の『玉葉』治承四年（一一八〇）二月二二日条傍線部にみるように、「教訓」は「諷諭」「教諭」「和讒」と同じ意味に使用される場合がある（史料中の〈〉は割書を示す）。ほかにも「指示」と同様に使用された例がある¹⁹⁾。

未刻参_二女院御方_一（御堂御所）、先_レ是_レ撰政被_レ参語云、去夜先昇_二南階_一事、依_二左大臣和讒_一也、非_レ所存_二云々、兼存_二一定_一ハ、何依_二外人之諷諭_一哉如何、余粗示_二聞子細_一了、又不_レ奏_二事由_一拜舞事、守_二左大臣教訓_一、非_レ愚案_二云々、是又不_レ可_レ依_二他人之教諭_一如何、此条為_二近例_一、何事之有_レ哉之由示_レ之、

「教訓」が、同じような意味を持つ他の語と区別されるのは、「家」でのいとなみを指す語として江戸時代、さらに明治期まで残った点である。江戸時代には儒者・国学者・心学者らによる、いわゆる子育て書が多く出版されたが、そのなかに父親の子弟に対する教えとして「教訓」が散見される。たとえば、貝原益軒の『和俗童子訓』（宝永七一一七一〇年刊行）には次のようにある²⁰⁾。

まず人の善悪と実不実とは、生まれつきにはあらず。ただ父兄の教訓・育てがらにある事なり。しかるに己れは道術を知らずして、己れが子弟をば牛子の如く育ておきて、他の道術ある人の、その子弟を能く教訓して人道に育てあげたるに如き及ばざるを怒り恨むは、子弟の咎にあらず、かえつてみずから愚蒙・無頼を広むるなり。

先述したように、江戸中期以降、「教育」が使用されるようになった。藤原敬子によれば、「教育」は、幕府の政策上や、啓蒙の意図をもった知識人の書物のなかで使われ始めた²¹⁾。幕末になると、たとえば、漢学塾の

塾生が先輩の塾生に宛てた書状で「実々毎度御厚情御教育被_レ成下_レ不堪感服候」^②と、日ごろの教育に対する感謝を述べる文脈で使用するなど、民衆の間でもその使用例が増えてくる。

江戸時代において「教育」と「教訓」は混在しながらも使い分けられていたが、明治期になると、同じような意味で使用されるようになる。明治二〇年（一八八七）四月一九日付『朝日新聞』には、学習院長が華族を対象として家庭教育について演説した趣旨が掲載されている。その一部を抜萃すれば次のようである。

幼穉の時に於て家庭教育を怠り或は其方向を誤るときは後に学校に入り文武の道を修るも其志堅からず其氣剛ならず、遂に大成して国家の器と為ること難かるべし、斯くの如くなるときは世間の利益を為す能はざるは勿論亦己が躬をも益すること能はず、今教育の事を以て家を造るに譬ふれば、家庭の教訓は猶ほ基礎のごとく、学校の教育は猶ほ棟梁壁柱のごとし、若し基礎にして堅固ならざるときは縦令ひ一旦家屋を構成したりとも其顛覆傾廢するや立ちて俟つべし、然るに世間動もすれば己が子弟の教育の事を学校のみ依頼するの父兄あり、（中略）是れ家庭訓戒の大切なる所以にして家庭の教宜きを得れば生来伶俐なる者は益々俊秀に達し遅鈍の者も自ら才識を得るに至り皆其天賦のあらん限りの材量を發達して遺すところなかるべし、（中略）是れ皆家訓の効に由らざるはなし、

傍線を付したように、家庭の教育、家庭の教訓、家庭訓戒、家庭の教、家訓が同様の意味で使用されている。この、「教育」と「教訓」の混在期が終わりを迎え、「教訓」が「教育」に取って代わられたのは、明治末期から大正期にかけてのことではないかと予測するが、未だ検証はできていない。明治末期には初等教育の就学率がほぼ一〇〇%に達し、大正期には幼稚園から大学まで学校数・在校生数が増加して学校教育が民衆のなかに広がっていった。

大正期は、学歴を梃子に地位を築いて都市部に流入した、新中間層の間で教育要求が高まった時代である。が、農村部では家庭独自の子育ての機能が顕然として存在した。宮本常一（一九〇七—八二）は、『家郷の訓』のなかで、自身の経験をもとに、父親と母親のしつけの違いについて書いている。まず母親のしつけは次のようであったという。

母の子に対する教育は、子がよく働く人になってもらうことだけでなく、次には神を敬う人たらしめることであった。夕飯がすんでから神仏にお灯明をあげて拜むのは本家の方ではいつもその家の主婦であった。（中略）その主婦の後に坐つて子供たちも礼拝したのである。（中略）親類近所の交際の義理も多く女親によって教えられる。盆には素麺、暮には米一升と大きな餅一重ねを歳暮といって母の家、祖母の家へ持つて行つたが、これを持つて行く役目は私の家では私であった。そのこしらえはすべて母がしてくれて、「歳暮を持つて参りました。」と言えと、いちいち教えてくれた。挨拶の仕方はこういう時にならつた。

父親のしつけについては次のように記している。

父の場合はその仕事を主として教え込んだのである。私の場合には百姓仕事は父によつて教えられた。山へ行くことや草ひきの技は祖父や母によつて次第にならされて来、根気よくすることが教え込まれたが、父によつて先ず教えられたことは仕事のシヨシヤであった。所作とでも書くべきであろう。姿勢とか態度とかいうようなことを意味するのである。

母親の場合は祖先を祀る礼拝、父親の場合は家業である百姓仕事のしつけであった。いずれも、現在の一般的な家庭には欠落した、家や家業の存続にまつわるしつけである。特に家業に関わる技能や所作の教えは、家族の生存に直結する重要事であった。しかし、一九六〇年代の高度経済成長のなかで、第一次産業と第三次産業の比重が逆転し、離農が進ん

だ。さらに、現代の農業はハイテク化された。子どもは大人の労働から切り離され、長期間学校に囲い込まれている。家業を持たない現代の一般的な家庭において、独自の子育て機能は欠落あるいは後退したといえる。

近代を特徴づけるのが「教育」だとすれば、前近代を特徴づけるのは「教訓」といえるのではないだろうか。すなわち、近代、特に新中間層の間に学校教育が広がった大正期から現在までを、学校を中心とする「教育の時代」ととらえれば、前近代は「家」を中心とする「教訓の時代」⁽²⁾ととらえることができるだろう。

註

- (1) 以上の指摘は、太田光一「エデュカチオ再考―コメニウスを中心に―」(『日本の教育史学』五八号 二〇一五年) 八五頁。
- (2) 前掲註(1) 太田光一論文、九三頁。
- (3) ここでいう「子どもを教える」「家」の機能とは、後述するよう
に、家業について親が子を教えることを意味する。
- (4) 井上順理『本邦中世までにおける孟子受容史の研究』(風間書房 一九七二年)。
- (5) 「教育」の使用例や使用の背景については、石川謙「江戸時代末期に於ける教育・教化の観念」(『近世日本社会教育史の研究』青史社 一九七六年)や、藤原敬子「我が国における「教育」という語に関しての一考察」(『哲学』七三号 一九八一年)を参照。
- (6) フィリップ・アリエスは「十八世紀の中葉となると、この教育という観念は拡大していき、人びとの省察と論争のなかに浸透していくのがみられる。にわかに、教育は流行のテーマとなったのである」と述べて、フランスをはじめヨーロッパにおいても、education

ということばが一八世紀中葉以降に拡大していったことを指摘している。フィリップ・アリエス(中内敏夫・森田伸子編訳)『「教育」の誕生』(新評論 一九八三年) 一八六頁。

(7) 広田照幸「教育的」の誕生」(『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会 二〇〇一年) 三〇〜三一頁。

(8) 「家庭」という語は、『後漢書』にすでに登場し、「少なくとも江戸時代には、すでに学者や知識人など一部の人達が用いていたのではないか」と指摘されている。頻繁に用いられるようになったのは明治二〇年代半ば以降という(半沢洋子「家庭」(佐藤喜代治編『講座日本語第九巻語誌1』明治書院一九八三年) 二二三頁)。

(9) 国立教育研究所第一研究部教育史料調査室編『学事諮問会と文部省示諭』(国立教育研究所 一九七九年) 六〇頁。

(10) 山本敏子「明治期における〈家庭教育〉意識の展開」(『日本教育史研究』一一号 一九九二年) 一〇頁。

(11) 小山静子『良妻賢母という軌範』(勁草書房 一九九三年) 八三〜八四頁。

(12) 梅村恵子「平安貴族の家庭教育―作文会と歌合との関わりで―」(片倉比佐子編『日本家族史論集一〇 教育と扶養』吉川弘文館 二〇〇三年 初出は一九九三年) 一五三頁。

(13) 井ヶ田良治・田端泰子・布川清司編『シリーズ比較家族第1期家と教育(新装版)』(早稲田大学出版部 二〇〇六年) 一頁。

(14) アドルフ・ポルトマン(高木正孝訳)『人間はどこまで動物か―新しい人間像のために―』(岩波書店 一九六一年)。

(15) 前掲註(1) 太田光一論文、九四頁。

(16) 森重雄「教育のある時代と教育のない時代」(谷川彰英・無藤隆・門脇厚司ほか『二一世紀の教育と子どもたち第四巻教育環境の再

生をめざして』東京書籍 二〇〇〇年）二二頁。

(17) 籠谷真智子『中世の教訓』（角川書店 一九七九年）。

(18) 前掲註(17) 籠谷真智子書、八頁。

(19) 『玉葉』治承二年十一月一四日条。

(20) 山住正己・中江和恵編注『子育ての書 二』（平凡社 一九七六年）六三頁。

(21) 前掲註(5) 藤原敬子論文。

(22) 「(文久二年か) 三月二八日付望月徳太郎宛井上清太郎書状」(広島県井上家文書)。

(23) 村井康彦は、中世にあらゆる階層や分野で教訓が形成されていることから、中世を「教訓の時代」としている(村井康彦「解説」、前掲註(17)『中世の教訓』一六七頁)。

執筆者紹介

坂本賞三 一九二六年生 広島大学名誉教授

下向井龍彦 一九五二年生 広島大学大学院文学研究科博士課程修了

曾我良成 一九五五年生 名古屋学院大学国際文化学部教授

鈴木理恵 一九六一年生 広島大学大学院文学研究科博士課程修了

星野公克 一九六二年生 広島県立広島商業高等学校教諭

渡邊 誠 一九七七年生 広島大学文学部非常勤講師

齋藤拓海 一九八一年生 広島大学文書館嘱託職員

山本佳奈 一九八三年生 広島大学特別研究員(九月まで)

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

広島大学大学院教育学研究科博士課程後期修了

大学院演習『小右記』講読担当者一覧④

二〇一〇年～二〇一三年

演習日 担当条 担当者

二〇一三年

四月二日 寛弘八年九月一三日～一五日程

堀 隆博

四月九日 寛弘八年九月一六日程

奥 忠直

四月二六日 寛弘八年九月一七日程～一九日程

弘胤 佑

五月一日 寛弘八年九月二二日程～二六日程

藤田雅幸・加納大地

五月二日 寛弘八年九月二七日程～三二日程

尻池由佳

五月九日 寛弘八年九月三三日程～三九日程

弘胤 佑

五月二二日 寛弘八年十月一日程～一七日程

藤田雅幸・加納大地

五月三十一日 寛弘八年十月二四日程～三〇日程

弘胤 佑

六月一日 寛弘八年十月三十一日程～十一月一日程

藤田雅幸・加納大地

六月八日 寛弘八年十一月八日程

弘胤 佑

六月十五日 寛弘八年十一月一五日程

尻池由佳

六月廿二日 寛弘八年十一月廿二日程

弘胤 佑

七月五日 寛弘八年十二月五日程

弘胤 佑

七月十二日 寛弘八年十二月一二日程

尻池由佳

七月十九日 寛弘八年十二月一九日程

弘胤 佑

七月廿六日 寛弘八年十二月廿六日程

弘胤 佑